

## 令和8年度田村市帰還・移住等環境整備事業業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度田村市帰還・移住等環境整備事業の業務委託  
移住者による創業・起業支援事業

### 2 業務の目的

田村市は避難解除から 12年を迎え、帰還については一定の成果は見えているが、震災前後の国勢調査結果を比較するとわかる通り、総人口の減少及び少子高齢化が著しく深刻な事態である。

また、それぞれの産業において様々な課題が表面化して来ており、地域課題の解決に資する担い手の重要性が増してきている。

このような状況を踏まえ、新たな担い手を誘致・育成することを一つの起点とし、地域課題解決を目指すことが重要である。

本事業では、事業者と協力して、移住起業家の誘致を推進することで、市内の地域課題解決と新たな産業の担い手の創出を目指す。

### 3 業務内容

各業務の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 移住起業家の募集業務

- 地域課題解決に資する起業家人材を募集する。
- ・創業、起業を目指す候補人材の募集、選考、フォローアップ活動
  - 具体的には下記及び付帯事項について提案内容に記載すること。
  - ・情報発信、PR の方法

#### (2) 移住起業家の育成環境整備業務

移住起業家が開業もしくは法人設立し、事業活動が円滑に進み自立に至るまでのプログラムの運営及び管理を行う。

- ・創業、起業家育成プログラムの提供
  - ・創業、起業時の支援体制の構築
  - ・創業、起業家育成事業の運営
  - ・市内、市外におけるビジネスマッチング支援
  - ・移住起業家に対する資料作成の補助等、適宜必要な支援を行う
  - ・月に1度以上、起業人材に対し、面談もしくはコミュニケーションシステム(Zoom 等)を活用した遠隔での打ち合わせを行い、起業人材が行う事業の進捗を把握する。
  - ・必要に応じて取引先や専門家をマッチングする
- ※翌年以降の育成実施までを想定した計画とする。

### (3) 移住起業家候補の母集団形成業務

市内での起業を検討している起業人材（原則市外在住者）の発掘を目的に交流イベントやワークショップを実施し、将来的に市内で起業する機運を醸成する。

- ・イベント等を通じた起業家予備軍の母集団形成

### (4) その他（事業間連携）

田村市帰還・移住等環境整備事業における、田村市・東京リクルートセンターおよび田村サポートセンター事業等と協働し、イベント参加候補者の興味関心に合わせた情報発信を行い、移住検討度の引き上げを図るものとする。

## 4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、各業務に記載の業務期間は、第3期復興創生期間（福島再生加速化交付金に基づく事業期間）であり、令和12年度までの期間を見据えて業務が履行できるよう計画すること。  
ただし、次年度以降の契約を確約するものではない。

## 5 契約に関する条件等

### (1) 委託者との調整

本業務委託を遂行するに当たっては、委託者と十分調整したうえで業務を行い委託者の指示に従うこと。

### (2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、関係者等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、市からの求めに応じ検索し提出できること。

## 6 業務管理

本業務委託が適切に運営されていることが確認できるよう、受託者は以下の書類作成・提出をするとともに、委託者との会議体を設定し、業務状況を共有すること。

### (1) 事業実施計画書

本業務委託を円滑に実施できるよう必要な各工程の基本の方針を定め、計画、準備を行うとともに、事業計画書及び工程表（紙又は電子データ）を契約締結後、速やかに提出するものとする。

### (2) 進捗報告会議

受託者は本業務委託の実施状況を報告書にまとめ、協議のうえ実施時期を定めた進捗報告会議を開催すること。

### (3) その他

上記の書類や会議体以外にも委託者または受託者は双方からの要請に応じて、必要な書類の作成や情報の開示を行い、業務状況の透明化に努めること。

## 7 再委託の取り扱い

受託者はこの契約における業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者へ通知し協議のうえ、書面による了承を得た場合にはこの限りではない。

## 8 中間報告書の提出

(1) 受託者は、報告対象期間終了後、速やかに次の報告書を提出すること。

ア 本業務委託についての中間報告書（任意様式）・・・1部

報告書に、事業全体の進捗状況、当初計画の内容と現時点での実績比較、具体的な事業活動内容（写真やグラフなど）、成果・課題と対応策及び今後の見通しを記載したもの。

イ 収支報告書（任意様式）

当初予算と比較した、経費の執行状況がわかるもの。

ウ (1)・ア・イの電子データ・・・1部

(2) 報告対象期間：令和8年4月1日～令和8年9月30日

## 9 成果品（実績報告書）の提出・帰属

(1) 受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

ア 完了届（任意様式）

イ 請求書及び内訳書（任意様式）

ウ 本業務委託についての実施報告書（任意様式）・・・1部

エ イ・ウ・の電子データ・・・1部

(2) 提出先

田村市総務部企画調整課

(3) 成果品の帰属

本業務委託に関する一切の成果は、田村市に帰属するものとする。

## 10 留意事項

(1) 連絡調整・協議打合せ

本業務委託が円滑かつ計画的に進むよう、委託者と受託者は、適宜、連絡・調整を行うとともに、必要に応じて協議、打合せを行うものとする。

また、本仕様書に定めのない事項、その他詳細については協議のうえ決定すること。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務委託に含まれるものとすること。

(2) 業務委託内容等の変更

本業務委託内容等に変更があった場合には、速やかに委託者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 苦情等の処理

本業務委託に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに委託者に報告すること。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務委託の実施にあたり各種法令等を遵守し、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(5) 個人情報取扱いについて

ア 本業務委託を通して知り得た個人情報について、第三者に漏洩してはならない。取得した個人情報については適切に管理・保存すること。

イ 本業務委託で取得した個人情報については、他の目的で使用することを禁止する。

(6) 備品等の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務委託を行うために用意した備品等を本業務委託以外の目的で使用してはならない。

(7) 事業終了後の継続的な協力について

本業務委託は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査等の対象となる。

受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、事業終了後においても委託者に協力すること。

(8) その他

本事業終了後の自立的な運営や、継続的な活動が見込める展開の可能性について提案するものとする。